

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程
(平成二十四年十二月七日会規第九十五号)

全部改正	平成二十四年二月	七日
改正	同 二六年二月	五日
	同 二七年二月	四日
	同 二九年二月	八日
令和	三年 六月	一日

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)(以下「弁護士等」と総称する。)がその職務を行うに当たり実施すべき依頼者の本人特定事項の確認、記録の保存その他必要な事項を定め、もって犯罪収益の移転防止等職務の適正を確保することを目的とする。

(取引時における依頼者の本人特定事項の確認)

第二条 弁護士等は、法律事務(官公署及び外国の裁判所の委嘱によつて行つて行つ場合を除く。第六条及び第七条にお

けたとき。

三 裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続において相手方その他の関係人が負担する弁済金、和解金その他これに類する金員を受領したとき。

四 刑事事件について、被害者、その遺族又はその代理人(法定代理人を含む。)に弁済するために見舞金、被害弁済金、示談金その他これに類する金員の預託を受けたとき。

五 弁護士等の報酬又は費用の前受けとして金員を受領したとき。

六 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第二条第一号の任意後見契約に基づく事務として行つたとき。

七 依頼者が成年後見人、破産管財人等裁判所により選任されたものであつて、当該依頼者の職務として行つたことができる行為について依頼を受けたとき。

八 遺言執行者として資産管理行為等を行うときその他これに類する場合であつて資産管理行為等を行うに際して当該資産の管理及び処分をする権利を有する者について本人特定事項を確認することができないとき。
九 弁護士等は、取引その他の行為であつて次に掲げるも

- 3 -

いて同じ。)に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理し、又は依頼者から若しくは依頼者のために金員、有価証券その他の資産(その合計が規則で定める金額以上のものに限る。)を預かり(金融機関による送金の場合を含む。以下同じ。)、若しくはその管理を行う(以下「資産管理行為等」という。)に際しては、第三項各号に掲げる方法により、依頼者の本人特定事項(自然人にあつては氏名、住居及び生年月日、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在場所をいう。ただし、自然人について、本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合にあつては、規則で定める事項をいう。以下同じ。)を確認しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 裁判所、法務局、金融機関その他の機関に予納金、供託金、保証金、租税、保釈保証金、罰金、科料、追徴に係る金銭、過料その他これに類する金員を納付するために金員の預託を受けたとき。

二 裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続における判決、決定、調停、和解等によつて依頼者その他の関係人が負担する債務の履行のために金員の預託を受

の(以下「取引等」という。)について、依頼者のためにその準備又は実行をするに際しては、次項各号に掲げる方法により、依頼者の本人特定事項を確認しなければならない。ただし、官公署の委嘱による場合又は前項第六号から第八号までに掲げる場合は、この限りでない。

一 不動産の売買

二 会社の設立又は経営を目的とする出資その他これに類する資金拠出をする行為又は手続

三 会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は定款に規定された目的の変更

四 会社の業務を執行し、又は会社を代表する者の選任
五 法人(会社を除く。)、組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任組合その他これらに類する団体(以下「団体等」という。)の設立又は合併に関する行為又は手続

六 団体等の定款、規約又は組合契約に規定された目的の変更

七 団体等の業務を執行し、又は団体等を代表する者の選任

八 信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の

- 4 -

- 2 -

変更

九 会社の買収又は売却

十 取引その他の行為に係る資産が犯罪による収益である疑い又は依頼者が取引その他の行為に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められるもの

十一 同種の取引又は行為の態様と著しく異なる態様で行われるもの

3 前二項に規定する本人特定事項の確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによる。この項において、別表の上欄に掲げる用語の意義は、同表の下欄に定めるとおりとする。

一 依頼者が自然人である場合 次に掲げる方法のいずれか

イ 写真付自然人本人確認書類の提示を受ける方法

ロ 自然人本人確認書類(写真付自然人本人確認書類

た依頼者の本店又は主たる事務所に宛てて委任契約書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 弁護士等が官公庁等から法人本人確認書類の発行又は発給を受ける方法

三 他の事業者から依頼者を紹介された場合において、当該他の事業者が法令の規定に基づく適切な措置により本人特定事項の確認を行っており、かつ、当該確認のための資料をいつでも遅滞なく入手できるとき 当該他の事業者から本人特定事項に関する資料を入手する方法

四 依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼の内容等に照らし、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるおそれが少ない場合 自然人本人確認書類(その写しを含む。)又は法人本人確認書類(その写しを含む。)の提示又は送付を受ける方法

五 第一号及び第二号に掲げる方法によって本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合 規則で定める方法

4 次の各号に掲げる依頼者については、新たに資産管理

- 7 -

を除く。)の提示を受けるとともに、当該自然人本人確認書類に記載された依頼者の住居に宛てて委任契約書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 二種類の保険証・年金手帳等の提示を受ける方法
ニ 保険証・年金手帳等及びこれとは別の自然人本人確認書類(写真付自然人本人確認書類を除く。)又は補充書類の提示を受ける方法

ホ 保険証・年金手帳等の提示を受け、かつ、これとは別の自然人本人確認書類(その写しを含む。へにおいて同じ。)又は補充書類(その写しを含む。)の送付を受ける方法

ヘ 自然人本人確認書類の送付を受けるとともに、当該自然人本人確認書類に記載された依頼者の住居に宛てて委任契約書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 依頼者が法人である場合 次に掲げる方法のいずれか

イ 法人本人確認書類の提示を受ける方法

ロ 法人本人確認書類(その写しを含む。)の送付を受けるとともに、当該法人本人確認書類に記載され

行為等又は取引等の準備若しくは実行をする場合であっても、前項各号に掲げる方法による本人特定事項の確認を要しない。ただし、当該資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行が第二項第十号若しくは第十一号又は次条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 五年以内に前項各号に掲げる方法のいずれかにより本人特定事項を確認した依頼者

二 第五条第一項の規定による書面の作成並びに書面及び書類の保存を共同で行っている共同事務所(法律事務所等の名称等に関する規程(会規第七十五号)第二条第四号に規定する共同事務所をいう。)に所属する他の弁護士、弁護士法人、外国法事務所弁護士、外国法事務所弁護士法人又は共同法人が五年以内に前項各号に掲げる方法のいずれかにより本人特定事項を確認した依頼者

三 弁護士法人、外国法事務所弁護士法人又は共同法人が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の弁護士法人、外国法事務所弁護士法人又は共同法人の事業を承継した場合において、当該他の弁護士法人、外国法事務所弁護士法人又は共同法人が五年以内に前項各号に掲げる方法のいずれかにより本人特定事項を確認

- 8 -

- 6 -

した依頼者
(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合における本人特定事項の確認)

第三条 弁護士等は、次の各号のいずれかに該当する資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行をするに際しては、前条第三項各号に掲げる方法のいずれかに加え、当該方法で用いるものと異なる本人確認書類等(別表に掲げる自然人本人確認書類及び法人本人確認書類又は補充書類をいう。以下同じ。)の提示を受ける方法又は当該本人確認書類等(その写しを含む。)の送付を受ける方法により、依頼者の本人特定事項の確認を行わなければならない。この場合において、第一号又は第二号に該当する資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行をするに際して行う本人特定事項の確認は、前に資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行をする際にを行った本人特定事項の確認(以下「取引時確認」という。)の方法とは異なる方法により、又は当該取引時確認において用いたものと異なる本人確認書類等を用いて行うものとする。

一 依頼者又は当該自然人(次条第一項に規定する当該自然人をいう。この号及び次号において同じ。)が取るものその他当該国又は地域に居住し、又は所在する者に対する資産の移転を伴うもの
(依頼行為を行っている自然人の依頼権限及び本人特定事項の確認)
第四条 弁護士等は、依頼者が法人であるときその他当該弁護士等に対して現に依頼行為を行っている自然人(以下「当該自然人」という。)が依頼者と異なるときは、依頼者の本人特定事項の確認に加え、規則で定める方法により、当該自然人が依頼権限を有することを確認しなければならぬ。ただし、弁護士等が依頼者と当該自然人との関係を認識している等の理由により当該自然人が依頼者のために資産管理行為等又は取引等の任に当たっていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合において依頼者が実体のない法人その他の団体であるときは、弁護士等は、依頼者の本人特定事項及び当該自然人の依頼権限の確認に加え、規則で定める方法により、当該自然人の本人特定事項を確認しなければならない。
3 前二条の規定にかかわらず、第一項に規定する場合において依頼者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該依頼者の本人特定事項の確認を要しない。

- 11 -

引時確認に係る依頼者又は当該自然人になりすましている疑いがあるもの
二 取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある依頼者(当該自然人が当該事項を偽っていた疑いがある依頼者を含む。)との間におけるもの
三 次に掲げる者との間で行うもの

イ 外国の元首若しくは外国の政府、中央銀行、予算について国会に相当する機関の議決を経、若しくはその承認を受けなければならない法人その他これらに類する機関において重要な地位を占める者又はこれらに準ずる者として規則で定める者
ロ イに掲げる者の配偶者、父母、子その他の親族であつてイに掲げる者が及ぼす影響力の程度等の事情を考慮して犯罪収益の移転の危険性が高いと認められる者
ハ イ又はロに掲げる者がその事業経営を実質的に支配すると認められる法人

四 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められるとして規則で定める国又は地域に居住し、又は所在する依頼者との間に

一 国
二 地方公共団体
三 実在することが確実であるものとして規則で定めるもの
4 前二条及び第一項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において依頼者が人格のない社団又は財団であるときは、弁護士等は、依頼者の本人特定事項及び当該自然人の依頼権限の確認を要しない。この場合において、弁護士等は規則で定める方法により当該自然人の本人特定事項を確認しなければならない。
(記録の保存)

第五条 弁護士等は、前三条の規定に基づいて依頼者の本人特定事項を確認したときは、当該確認に関して規則で定める内容を記載した書面を作成し、依頼者から提示を受けた書類の写し又は送付若しくは提出を受けた書類の原本若しくは写しを当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。

2 弁護士等は、資産管理行為等をし、又は取引等の準備若しくは実行をしたとき(前三条の規定により依頼者の本人特定事項を確認しなければならない場合に限る。)は、それらの概要及び規則で定める内容を記載した書面

- 12 -

- 10 -

を作成し、当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。

3 第二条第四項の場合においては、前二項に規定する保存期間は、最終の資産管理行為等又は取引等の終了後から起算する。

(依頼の際の適切な対応)

第六条 弁護士等は、法律事務の依頼を受けようとするときは、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。

2 弁護士等は、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、その依頼を受けてはならない。(依頼を受けた後の適切な対応)

第七条 弁護士等は、法律事務の依頼を受けた後に、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、依頼者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するよう説得に努めなければならない。

2 弁護士等は、依頼者が前項の説得に応じない場合には、辞任しなければならない。

実現を回避するよう説得に努めなければならない。

(本人特定事項の確認等を行うための措置)

第九条 弁護士等は、本人特定事項の確認並びに確認記録及び取引記録の作成及び保存の措置(以下「本人確認等の措置」という。)を的確に行うため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

二 事務職員に対する教育訓練の実施

三 本人確認等の措置の実施に関する規程の作成

四 本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

五 前各号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第三条第三項の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして規則で定める措置

(組織内弁護士等の特則)

第十条 第二条から第五条まで、第八条第三項及び前条の規定は、弁護士職務基本規程(会規第七十号)第五十条に規定する組織内弁護士及び外国法事務弁護士等職務基本規程(会規第百号)第四十六条に規定する組織内外国

(法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応)

第八条 弁護士等は、法律事務に関連することなく、金員、有価証券その他の資産を預かる場合は、資産を預けようとする者の属性、その者との業務上の関係、預託に係る資産の内容等に照らし、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。

2 弁護士等は、前項に規定する場合において、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、当該資産を預かってはならない。

3 第一項に規定する検討の結果、弁護士等が資産を預かるときは、第二条第三項各号に掲げる方法により当該資産を預けようとする者の本人特定事項を確認し、そのために提示を受けた書類の写し又は送付若しくは提出を受けた書類の原本若しくは写し及び当該資産預託の概要が記載された書面を当該資産の預託終了後五年間保存しなければならない。

4 弁護士等は、第一項に規定する場合において資産を預かった後に、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、当該資産を預けた者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の

法事務弁護士(以下「組織内弁護士等」と総称する。)がその属する組織の業務として職務を行う場合には適用しない。

(年次報告書)

第十一条 弁護士等は、毎年六月三十日までに、前年度(前年の四月一日からその年の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)における次に掲げる事項に関する報告書(以下「年次報告書」という。)を所属する弁護士会に提出しなければならない。ただし、前年度の全期間を通じて弁護士等でなかった者については、この限りでない。

一 弁護士等としての執務状況

二 本人確認等の措置の実施状況

三 依頼の際及び依頼を受けた後の適切な対応の実施状況

四 法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応の実施状況

五 本人確認等の措置を的確に行うための措置の実施状況

2 前項の規定にかかわらず、弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人が従たる法律事務所又は従たる事

務所のみが所在する地域において所属する弁護士会に提出する年次報告書については、その地域内に所在する従たる法律事務所又は従たる事務所に係る事項のみを記載するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、組織内弁護士等がその属する組織の業務として職務を行う場合については、第一項第二号及び第五号に掲げる事項を年次報告書に記載することを要しない。

4 年次報告書の様式及び添付書類並びに提出方法は、規則で定める。

(弁護士会の措置等)

第十二条 弁護士会は、相当と認めるときは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる措置又は対応の実施状況の改善を図るため、弁護士等に対し必要な助言をする。

2 弁護士会は、前項の規定により助言を行った弁護士等に対し、当該助言に応じた措置又は対応の実施状況につき報告を求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた弁護士等は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 弁護士会は、弁護士等が第一項の助言に応じず、かつ、懲戒の事由があると思料するときは、当該弁護士等を懲

戒の手続に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせる。

5 弁護士会は、弁護士等が年次報告書を提出しないときは、当該弁護士等を懲戒の手続に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。

(規則への委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、本人確認等の措置に必要な事項その他この規程の実施に必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成二四年一月七日全部改正)

1 この規程(以下「新規程」という。)は、平成二十五年三月一日から施行する。

2 新規程の施行前に依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程の定めによりなされた身元確認及び記録の保存は、新規程の相当規定によりなされた本人特定事項の確認及び記録の保存とみなす。

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇一号(平成二七年一月二日一部改正))

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別

会員関係)の整備に関する規程 第一条、
第二条改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (平成二七年一月二日改正)

第二条、第三条、第四条第一項、第五条第三項及び第九条並びに別表(新設)の改正規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十七号)の施行の日から施行する。

(平成二七年政令第三三七号で平成二八年一月一日から施行)

附 則 (平成二九年一月二日改正)

(施行期日)

1 第十条から第十三条までの改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十一条の規定による平成三十年六月三十日までに提出を要する最初の年次報告書は、同条第一項の

規定にかかわらず、平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの期間における事項を対象とする。

附 則 (令和三年六月十一日会規第一一五号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 第一条、第二条、第一〇条、第一一条改正)

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)

2024年4月～6月に提出する年次報告書は、本規程(2023年3月改正前)に基づく内容の報告です。
 最新の規程は、2023年3月改正、2024年4月1日に施行されたものです。最新の規程は、日弁連ウェブサイトをご覧ください。
https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/rules/society-laws.html#kaiki_no_95

別表(第二系関係)

用語	意義
官公庁等	官公庁、日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関
自然人本人確認書類	官公庁等から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、自然人の本人特定事項の記載があるもの
保険証・年金手帳等	国民健康保険等の医療保険制度、介護保険制度、公的年金制度又は児童扶養手当等の社会保障に関する制度における受給資格に係る証明書であつて、自然人の本人特定事項の記載があるもの
写真付自然人本人確認書類	自然人本人確認書類のうち官公庁等により自然人の写真が付されたもの及び旅券等(出入国第六号に掲げる乗員手帳であつて、氏名及び生年月日の記載があるものをいう)
法人本人確認書類	法人の設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書その他官公庁等から発行され、又は発給された書類で、法人の本人特定事項の記載があるもの
委任契約書等	委任契約書(委任契約書の作成を要しない場合にあつては、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行に係る文書)
書留郵便等	書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれに準ずるもの
転送不要郵便物等	その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの
補完書類	租税、社会保険若しくは公共金の徴収証書又は官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するもので、氏名及び現在の住居の記載があるもの